別紙１

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

◇　介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇　介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意いただくようにいたします。

（１）基本料金

・介護予防通所リハビリテーション利用料金

（介護保険制度では要支援認定による要支援度の程度によって利用料が異なります。）

① 介護予防通所

リハビリテーション費	要支援１	２２６８円／月
	要支援２	４２２８円／月

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合
基本報酬に３／１００加算

※高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、基本報酬の１／１００減算

※業務継続計画の計画を未策定、計画に従い必要な措置を講じられていない場合
基本報酬の１／１００減算

※利用開始月から１２月越えの利用の場合、１月あたり以下の単位数を減算
算定要件を満たさない場合

要支援１	△１２０円／月
要支援２	△２４０円／月

② 生活行為向上リハビリテーション実施加算	５６２円／月
※開始月から起算６カ月以内	
③ 若年性認知症利用者受入加算	２４０円／月
④ 退院時共同指導加算	６００円／回
⑤ 栄養アセスメント加算	５０円／月
⑥ 栄養改善加算	２００円／回
⑦ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２０円／回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５円／回
⑧ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	１５０円／月

口腔機能向上加算（Ⅱ）		１６０円／月
⑨ 一体的サービス提供加算（栄養改善及び口腔機能向上）		４８０円／月
⑩ 科学的介護推進体制加算		４０円／月
⑪ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援１	８８円／月
	要支援２	１７６円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援１	７２円／月
	要支援２	１４４円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援１	２４円／月
	要支援２	４８円／月
⑫ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の８．６％を加算
⑬ 地域区分は７級地（１０．１７円）		

（２）その他の料金

食費　昼食（おやつ込）７００円

※衛生管理上の問題等から、当施設で用意させていただく食事をお召し上がりください。

（３）キャンセル料

利用者の都合で当日利用を中止にする場合には、キャンセル料として７００円を申し受けます。(昼食を食される方のみ)

（４）支払い方法

利用の翌月 10 日以降に請求書を発行しますので、口座振替の方法にてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

（５）通所介護費等における所要時間の取り扱いについて

ご利用者の急な体調不良など、また急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、通常のサービス提供時間と現に要した時間と異なった場合には、計画上の単位数を算定させて頂きます。

別紙２

１　施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　老人保健施設　友愛トピア
・開設年月日　　平成　６年　９月　４日
・所在地　　三重郡菰野町宿野３７１番地
・電話番号　　０５９－３９４－４０００　　FAX　３９４－４０１０
・管理者名　　二宮　信夫
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（２４５２２８００３１号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【老人保健施設友愛トピアの運営方針】

施設構想については、利用者を積極的に活動させ、自立の援助、家族介護の手助けをモットーに考えております。特徴といたしましては、リハビリテーションの充実、生活機能訓練の為、作業室、娯楽室の充実及び喫茶コーナーの設置、家族とのコミュニケーションにも積極的に取り組み、家族からの要請は無論、居宅サービス事業者等の要請にも協力できるよう努めております。また、ボランティアの導入も積極的に行い、地域と共に老人医療介護に取り組みたく、ボランティアの養成及び仕事のしやすい環境づくり等に取り組んでおります。

各職種にわたって施設療養その他のサービスの向上及び利用者のニーズに対応するため、申し送りの徹底、ミーティング、外部での研修会や勉強会に参加しております。

（３）施設の職員体制（通所リハビリテーション）

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1		利用者の病状の把握及び指導
看護職員 介護職員	2 以上	9 以上	健康管理　医師の指示による投薬・処置・口腔ケア 介護一般　レクリエーション等の開催
支援相談員			相談業務一般　他の機関・施設との連携
理学療法士	1 以上	2 以上	リハビリテーションの施行
作業療法士	1 以上		リハビリテーションの施行
管理栄養士	2 以上		利用者にあった食事提供　献立の立案
事務員	2 以上		利用料の請求　保険請求

（４）入所定員等

・定員：１００名

（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を含む）

・療養室：個室１２室　２人部屋６室　４人部屋１９室

（５）通所リハビリテーション定員　４０名（介護予防通所リハビリテーションを含む）

（６）休業日

・日曜日

・年末年始休み（１２月３０日～１月３日）

・５月の連休　（５月３日～５月５日）

・８月１５日

２　サービス内容

① 介護予防通所リハビリテーションご利用時間　８：３０～１７：３０

② 介護予防通所リハビリテーション計画の作成

③ 食事時間　昼食　１２：００

④ 入浴　　一般浴槽の他寝たきりの方にも対応できる特殊浴も設置

⑤ 医学的管理・看護

⑥ 口腔ケア

⑦ 介護

⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑨ 栄養状態の管理

⑩ 相談援助サービス

⑪ 行政手続き代行

⑫ その他

３　協力医療機関など

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関　四日市消化器病センター　菰野厚生病院

・協力歯科医療機関　山根歯科

※　尚、緊急の場合には、『同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４　非常災害対策

・防災設備　スプリンクラー、消火器、消火栓、避難すべり台、防災カーテン
じゅうたん等

・防災訓練年２回実施

５　施設利用にあたっての注意事項

・利用者の都合で利用を中止する場合は利用日の午前８時３０分迄にご連絡下さい。

・不要な金品は持ち込まないで下さい。万一持ち込まれる場合は自己の責任で管理してください。紛失等のトラブルが発生した場合、当施設は責任を負えません。

６　要望及び苦情等の相談

当施設への要望及び苦情の相談受付として下記の者が勤務しております。お気軽にご相談ください。又は、各々の介護支援専門員若しくは、下記の＜主な苦情・相談窓口＞までご相談ください。

・苦情に関する受付窓口：老人保健施設　友愛トピア
　　電話　０５９（３９４）４０００
・苦情に関する受付窓口担当者：支援相談員
・解決責任者：施設長　二宮　信夫

＜主な苦情・相談窓口＞

①三重県国民健康保険団体連合会　　介護保険苦情処理係
〒５１４-８５５３　　津市桜橋２丁目９６番地　三重県自治会館　２階
ＴＥＬ：０５９－２２２－４１６５

②四日市市役所　福祉部 介護・高齢福祉課
〒５１０－８６０１　　四日市市諏訪町１番５号
ＴＥＬ：０５９－３５４－８４２５・８１７０

③桑名市役所　介護・高齢福祉課
〒５１１－８６０１　　桑名市中央町２－３７
ＴＥＬ：０５９４－２４－１１７０・１１８６

④いなべ市役所　福祉部 長寿介護課【大安庁舎】
〒５１１－０２９２　　いなべ市大安町大井田２７０５番地
ＴＥＬ：０５９４－７８－３５１８

⑤鈴鹿市役所　　保健福祉部　長寿社会課　【本館１階】
〒５１３－８７０１　　鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号
ＴＥＬ：０５９－３８２－７９３５

⑥菰野町役場　　健康福祉課　介護保険係
〒５１０－１２９２　　三重郡菰野町大字潤田１２５０番地
ＴＥＬ：０５９－３９１－１１２５

⑦その他、お住まいの市役所、町村役場の介護保険担当部署までお問い合わせ下さい。

７　当施設についての詳細は資料をご請求ください。